

10 条（本委託業務の対価）

甲は、乙が紹介した応募者と雇用契約等を締結し、当該応募者が甲にて業務を開始（以下、業務を開始した者を「入社者」という）するに至った場合、本委託業務の対価として、以下の金額を乙に支払うものとする。

（1）在留資格「技術・人文知識・国際業務」等による入社者の場合

当該入社者の理論年収の 30%（税別）。理論年収の算定方法は、本条第 2 項の定めに従う。

（2）在留資格「特定技能」による入社者の場合

初期費用として一律 30 万円（税別）。また、別途支援業務を委託する場合は、当該契約に基づき月額 3 万円（税別）を支払う。

2. 前項第 1 項に定める「理論年収」は、次の算式により計算する。理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋求人票または雇用条件提示書に記載された想定残業手当）×12＋標準的な評価に基づき支給される年間賞与算定額）。なお、入社者の給与が年俸制の場合は、入社初年度 1 年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

3. 入社者が業務開始後、明らかに当該応募者の責に帰すべき重大な事由による懲戒解雇もしくは契約解除、または当該応募者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、乙は受領したコンサルティングフィーの一部を以下の要領で甲に返還するものとする。ただし、コンサルティングフィーのうち、未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し、当該残高を支払うものとする。

①業務開始日から 1 ヶ月未満の退職：対価の 80%相当額 ②業務開始日から 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内の退職：対価の 50%相当額

4. 前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職、解雇または契約解除されるに至った場合には、乙は受領した対価の一切を甲に返還することを要せず、未払の対価がある場合は、甲は乙に対して当該未払分を全額支払わなければならない。

5. 甲は、入社者が前各項の事由により退職したときは、退職日から 5 営業日以内にその旨を乙に通知しなければならない。

6. 乙は甲に対して、応募者が甲において業務開始後速やかに本条第 1 項に定める対価を請求し、甲は、その請求書を受領した月の当月末日（当該末日が金融機関非営業日であった場合は直前の営業日）までに、請求された対価およびその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。